

別記様式第1号（第4条関係）

木津川市子ども・子育て会議 開催結果要旨

会 議 名	第5回木津川市子ども・子育て会議		
日 時	平成26年10月31日 午後2時～4時	場 所	第2北別館 2階会議室
出 席 者	委 員	別紙のとおり	
	その他出席者	なし	傍聴人の数 3人
	庶 務	子育て支援課	■公開 □非公開
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 利用者負担(保育所)について</p> <p>(2) 利用者負担(幼稚園)について</p> <p>(3) 公立保育所での延長保育料の徴収について</p> <p>(4) 保育所利用選考基準について</p> <p>(5) 事業計画(素案)について</p> <p>(6) 事業計画 意見に基づく資料の修正について</p> <p>(7) 事業計画 重点施策について</p> <p>(8) 事業計画 確保策について</p> <p>(9) 定員設定(保育所)の考え方について</p> <p>(10) 定員設定(幼稚園)の考え方について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 次回の開催日程について</p> <p>(2) その他</p> <p>4 閉会</p>		
会議結果要旨	<p>1 開会</p> <p>事務局より、開会の宣言を行うとともに、会議資料の確認を行った。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 利用者負担(保育所)について</p> <p>「資料1-1」に基づき事務局より説明</p> <p>(2) 利用者負担(幼稚園)について</p>		

	<p>「資料1-2」に基づき事務局より説明</p> <p>(3) 公立保育所での延長保育料の徴収について 「資料2」に基づき事務局より説明</p> <p>(4) 保育所利用選考基準について 「資料3」に基づき事務局より説明</p> <p>(5) 事業計画(素案)について 「資料4」に基づき事務局より説明</p> <p>(6) 事業計画 意見に基づく資料の修正について 「資料4-1」に基づき事務局より説明</p> <p>(7) 事業計画 重点施策について 「資料4-2」に基づき事務局より説明</p> <p>(8) 事業計画 確保策について 「資料4-3」に基づき事務局より説明</p> <p>(9) 定員設定(保育所)の考え方について 「資料5-1」に基づき事務局より説明</p> <p>(10) 定員設定(幼稚園)の考え方について 「資料5-2」に基づき事務局より説明</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 事務局より、今回は3月初旬に開催予定であることを連絡した。</p> <p>4 閉会</p>
<p>会議経過要旨</p>	<p>1 事務局より開会の挨拶 会議記録の署名員は、井上委員</p> <p>2 議事 主な意見・質疑等は次のとおり (○：質疑・意見、⇒：質疑に対する返答)</p> <p>(1) 利用者負担(保育所)について 意見等、特になし</p> <p>(2) 利用者負担(幼稚園)について ○公立幼稚園は来年度から新制度へ移行しないのか。 ⇒来年度から移行します。</p>

	<p>○使用料の区分はどうなるのか。 ⇒H27年度は現行通り、H28年度以降、所得に応じた使用料を設定していく。</p> <p>(3) 公立保育所での延長保育料の徴収について 意見等、特になし</p> <p>(4) 保育所利用選考基準について 意見等、特になし</p> <p>(5) 事業計画(素案)について (6) 事業計画 意見に基づく資料の修正について (7) 事業計画 重点施策について (8) 事業計画 確保策について</p> <p>(一括質疑応答)</p> <p>○小学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置とあるが、中学、高校にはすでに配置されているのか。 ⇒スクールカウンセラーについては、市内の5つの中学校で配置済み。 スクールソーシャルワーカーについては、中学校でも未配置</p> <p>○児童員の相談支援体制については触れないのか。 ⇒充実して書いていきたい。</p> <p>○株式会社による教育・保育施設の設置を認可する可能性はあるのか。 ⇒・新たな保育所の建設については、国の安心子ども基金を活用した建設補助金を活用しているが、この補助金の交付対象は、社会福祉法人に限定されている。 したがって、補助金を活用した株式会社の保育所への参入はないと考えている。</p>
--	--

	<p>・新たな幼保連携型認定こども園については、実施主体が、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限定されているため、認可される可能性はありません。</p> <p>○教育振興計画は、今年度からH35年度までの計画であり、当該事業計画はH27年度からH31年度までの計画である。これらの計画の隙間に関してはどう考えているのか。 ⇒5年経過した段階で、当該事業計画の後期計画を策定することになると考えている。</p> <p>○認定こども園をいくつ造る予定か。 ⇒今はまだない。 今後、新たな設置、もしくは既存の保育所・幼稚園からの移行を進めていきたい。</p> <p>○幼稚園で2号認定をとれるのか。 ⇒災害等で市内の保育所に行けなくなってしまった場合などに、例外的にとれる。</p> <p>○認定の申請は木津川市に出すのですか。 ⇒幼稚園と保育所で異なる。 幼稚園では、利用者が入園希望の園に直接申し込みを行い、受付された後に利用者が園を介し、市へ認定申請を行います。 認定書は市が交付します。</p> <p>○幼稚園と保育所で認定先を統一できないのか。 ⇒私立の幼稚園は、それぞれで入所の内定をおこない、市へ認定申請をおこなう。 保育所は、市で認定事務をおこなうため、認定窓口の統一は難しい。</p>
--	---

 	<p>○重点施策と確保策には認定こども園に触れられているが、目標実現のための施策の展開では一言も触れられていない。 ⇒盛り込んでいくように書き換える。</p> <p>○社会福祉協議会活動及び民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について、もう少し記述を増やしてほしい。 ⇒そういう文面も入れていく。</p> <p>(9) 定員設定 (保育所) の考え方について (10) 定員設定 (幼稚園) の考え方について</p> <p>(一括質疑応答)</p> <p>○要保護、要配慮児童がいる中で、障害を持つ園児の受け入れ枠を5園に設定した経緯は何か。 ⇒公営保育所8園のうち、相楽保育園、相楽台保育園、清水保育園の3園を除いた公営保育所5園で受け入れを予定している。 相楽保育園は建設から40年が経過し老朽化が激しい、相楽台保育園には駐車場がなく、清水保育園は0～2歳の小規模園である。</p> <p>○加配が必要になった場合は転園となるのか。 ⇒保護者の意見を聞きながら、園を交えて調整するため、転園もあり得る。</p> <p>3 その他 (1) 次回開催日程について 次回は3月初旬 (2) その他 パブリックコメントは1月予定</p> <p>4 閉会</p>
---	---

<p>その他特記事項</p>	
<p>署名欄</p>	<p>木津川市子ども・子育て会議 会長</p> <p>安藤 和彦 </p> <hr/> <p>井上 直美 </p>